



(この面(備考、記入方法等、参考)については、提出の必要はありません)

## 【 備考 】

本書類に記載された、氏名、生年月日等のすべての個人情報、宮崎市個人情報保護条例(平成14年条例第2号)の規定に基づき取り扱うものとし、宮崎市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書に基づき実施する暴力団排除措置以外の目的には使用しないものとします。また、宮崎市がこれらの情報をもとに宮崎県警察本部から取得した個人情報についても同様とします。

## 【記入方法等】

- 1 氏名は、正確な(旧字等)字体で記載してください。また、必ずフリガナについても記載してください。
- 2 この名簿に記載する「役員等」とは、「競争入札の参加資格及び指名基準等に関する要綱(昭和56年告示第90号)」の第2条第17号に定義する者をいい、契約委任先の営業所の支店長等も含まれます。
- 3 競争入札参加資格の決定後に役員等が新たに就任した場合についても、遅滞なく本書を提出してください。

## 【 参考 】

### ○競争入札の参加資格及び指名基準等に関する要綱 (抜粋)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(17) 役員等 次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 法人にあつては、役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者
- イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者
- ウ 個人にあつては、その者

### ○宮崎市暴力団排除条例 (抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 市が実施する入札に暴力団関係者を参加させないために必要な措置